

「農林生協」を紹介します！

生協のはじまり

産業革命後のイギリスの労働者は、産業革命のあおりで、低い賃金と高い物価、悪質な商品に悩まされ、苦しい生活でした。そんな中、1844年に世界中の協同組合運動の基盤を築いた「ロッチデール公正開拓者組合」の店が開店したのです。28人の職工が積み立てを行い、それを元手として彼らが安心して利用できる自分たちの店を開店したのです。当時の取扱商品は小麦粉、バター、オートミル、砂糖の4種類だけでした。

日本で最初に生協が作られたのは、1879年で、第1次大戦の好景気に伴う物価高騰の中で広がっていきました。しかし、昭和に入って戦争の時代に進む中で、生活物資の統制などにより、ほとんどの生協が営業停止になりました。

戦後、1948年に「消費生活協同組合法」が施行され、「国民の生活の安定と生活文化の向上」のため国民の自発的組織として、各地に生協が設立され、活動を開始しました。

1951年には「日本生活協同組合連合会」が設立されました。



農林生協の紹介

農林省に勤務する職員を対象とした購買事業の歴史は古く、戦前、農林本省が大手町にあった時代から続いていました。1946年に当時の農林省職員購買組合を「農林省職員消費組合」に組織変更し、更に、農林省本省庁舎が霞が関合同庁舎に移転後の1962年には、名称を「農林省職員生活協同組合」とし、法人化し、同年5月18日に登記が完了、(1978年に農林水産省に名称変更)以来56年が経過します。

農林生協は、農林水産省の職員の方々の生活の向上を目指し、消費生活協同組合法に基づく職域の生活協同組合です。

組合員の皆様の出資の元に運営し、組合員の皆様の暮らしにお役に立つ活動を行い、暮らしを幅広くサポートしています。



農 林 生 協 の し お い

農林生協は、農林水産省の職員の方々により生活の向上を目指して、昭和 37 年に設立された消費生活協同組合法に基づく職域の生活協同組合で、農林水産省とその所管する独立行政法人等が職域となっています。

組合員の皆さまの出資のもとに運営をし、組合員の皆さまの暮らしにお役に立つ活動を行い、暮らしを幅広くサポートしています。

まずは出資して、生協組合員になりましょう。

★ ホームページを開設していますので是非ご覧下さい



URL : <http://www.nourinseikyou.jp/>

【農林生協に加入するには】

ホームページから簡単にご加入の手続きができます。

上記URLへアクセスして **組合員加入申し込み** の入力フォームに必要事項をご入力の上、手続きをお願いいたします。

出資金は、1 口 500 円ですが、2 口 1,000 円でお願いしています。出資金のご請求はお申し込み月の翌月に、別途（下段の利用代金のお支払方法参照）ご請求いたします。出資金は脱退するときにはお返しいたします。また、決算の結果、剰余金により出資に対する配当があります。（配当金は生協の預かりとし、脱退のときに出資金と合わせてお返しいたします。）

★ 詳しくは、ホームページでご案内しています。

利用代金のお支払方法

生協をご利用いただいた代金（毎月の生命保険料等含む）のお支払いは、各人様の「ゆうちょ銀行」または「労働金庫」からの口座自動払込み（自動引き落とし）となりますので（一部給与引き取りも対応）、生協にご加入時にはその手続きも併せてお願いいたします。

- ①【ゆうちょ銀行】→「自動払込利用申込書」にての手続きとなり、申込書は最寄の郵便局にあります。お取り寄せのうえホームページ上の記入例にならってご記入し、郵便局窓口に通帳と一緒にお出し下さい。
- ②【労働金庫】→「預金口座振替依頼書」（ホームページからダウンロードできます）にご記入のうえ、生協にお送り下さい。

農林水産省職員生活協同組合

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル地階

電話 03-5575-2261（代表）03-5575-2170（保険係）

FAX 03-5575-0089

筑波事務室

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2丁目1番9号（筑波産学連携支援センター内）

電話 029-837-2314 FAX 029-837-2315

【農林生協に加入すると！】

☆ 保険の団体取り扱いができます

◎ 団体契約保険の加入

【医療保険、生活習慣病、年金ライフプラン、各種傷害保険等、団体のスケールメリットがある保険】

◎ 生命保険の団体取り扱い([保険料の団体割引適用](#))

【日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、フコク生命、三井生命、朝日生命、AFLAC、メットライフアリコ、ジブラルタ生命(旧AIG・旧エジソン)、アクサ生命】

◎ 損害保険の団体取り扱い(自動車保険・火災保険等)

【損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和損保、共栄火災、三井住友海上火災】

☆ 供給事業の利用ができます

◎ 共同購入 …… 季節商品、アイデア商品、農水省関係研究機関(独立行政法人等)で開発された品種を利用した商品等を、毎月、ホームページ・カタログによりご購入ができます。

◎ 売店 …… 総合売店のご利用ができます。

◎ 指定店 …… ガソリンカードをはじめ、住宅関係、車関係、葬祭、引越、その他多岐にわたり、生協が指定した店舗(会社)で組合員割引にてご利用いただけます。



【生協ホームページについて】

マイページ

各人様の毎月ご利用頂いている**利用代金(保険料等)の明細書**を閲覧、印刷することができます。
毎年発行の**保険料の控除証明書**の印刷ができます。

取扱商品

お茶やチョコレートなどの共同購入の商品が、分かりやすく掲載されており、「**購入する**」をクリックし、必要事項を入力するとお買い物ができます。お支払いは口座引き落としとなります。

組合員手続き 各項目の「**お手続きはこちら**」をクリックして必要事項を入力して下さい。

○脱退手続き → 職域外への異動や直営保険を解約(全部)した場合(生協のご利用がなくなった場合)

○変更手続き → ①住所、電話番号 ②所属(お勤め先) ③メールアドレス に変更が生じた場合

○組合員証再交付手続き → 氏名の変更や組合員証を紛失された場合

指定店

指定店の一覧とサービス内容およびご利用方法をご案内しています。

虹のなかま

隔月(奇数月)で、機関誌「虹のなかま」を掲載しています。

お問い合わせ

生協事業のご利用やお手続きに関することなど分からないことや、ご質問、ご意見、ご要望をお受けしています。

◇携帯電話からのご利用の場合は、一度パソコンで「ログイン」してからご利用をお願いいたします。

※利用額明細のみの閲覧になります。